

土浦市監査委員告示第20号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年3月26日付け土浦市監査委員告示第7号で公表した令和6年度定期監査結果報告書に基づき、土浦市長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和7年10月9日

土浦市監査委員	市 原 和 弘
土浦市監査委員	小 坂 博

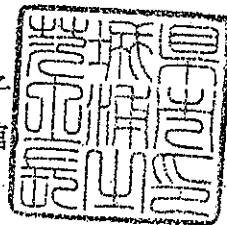




土市活（一コ）発第4号
令和 7年 9月25日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市長 安藤 真理子
(担当課：一中地区公民館)



令和6年度実施の定期監査の結果に基づく措置状況について（通知）

定期監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

監査の結果 (指摘事項)	収納した現金を銀行に払い込むべき期間を恒常的に超えて払い込んでいた。 会計規則第18条第2項ただし書きによれば、会計管理者が認めるときは、収納した現金の合計が1万円以上の場合翌日までに、1万円未満の場合は収納した日から起算して7日以内に市の口座に払い込むことができるとされており、また、当該公民館の内規では、窓口で納入を受けた公民館使用料は、納入を受けた当日は日計表の帳簿在高を確認し、現金実在高の確認及び集計は週に2～3回、会計年度任用職員が前日分までの現金と帳簿を突き合せたものを、職員がダブルチェックした後に銀行に払い込むよう定められている。しかし、ダブルチェックをすべき職員が他の業務を優先していた等の理由で直ちにダブルチェックをせず現金を金庫内に放置し、恒常的に期間を超過してから銀行に払い込んでいた。また、払い込みのために銀行を訪れたにもかかわらず、直近に収納した使用料までは払い込まず、不明瞭な空白期間を経てから銀行に払い込んでいた。
講じた措置の内容	一中地区公民館では、窓口で納入を受けた公民館使用料は当日、日計表を作成し、収納金額が1万円以上の場合翌日に市の口座に払込をしております。 集計は担当職員及び会計年度任用職員がダブルチェックしておりましたが、担当職員が他の業務を優先し、現金を金庫内に放置し、恒常的に期間を超過してから銀行に払込でいた状況でした。 今回の指摘事項にあるとおり、収納した現金を放置する等不適切な取り扱いをしないため、パソコンの共有フォルダ内に新たな集計表を作成し、毎日の納入状況をすぐに確認できるよう可視化することで、館長・担当職員・会計年度任用職員のトリプルチェック体制を構築し、会計規則に則った現金の払い込みに努めてまいります。

